

○松山衛生事務組合議会の議員その他非常勤の 職員の公務災害補償に関する条例

制 定 昭和 43 年 1 月 10 日条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条および第 70 条の規定に基づき議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疫病、廃疫または死亡をいう。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 本組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関しては市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和 42 年松山市条例第 28 号）を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 42 年 12 月 1 日から適用する。